

川崎市立橘小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は川崎市立橘小学校 P T A と称し、事務局を川崎市立橘小学校に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は家庭と学校及び社会が協力して、民主的教育の理解と推進に努め、児童の心身の健全な発展を図り、その福祉の増進並びに会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。

第 3 章 活動

第 3 条 本会は第 2 条の目的を推進するために、下記のような活動を行う。

1. 民主的教育の推進とその具体策を図るために必要な事項
2. 児童の教育・厚生・福祉の増進を図るために必要な事項
3. 教育的環境の整備を図るために必要な事項
4. 学校給食、衛生作業等を支援する事項
5. 学区内に於ける社会教育を助成する事項
6. 会員相互の教養を高めるために必要な事項
7. その他、前条の目的に必要な事項

第 4 章 方針

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体又は機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよる事なく、又は営利を目的とするような活動を行わない。
3. 学校教育向上のために意見並びに参考資料を提出するが、学校管理や教職員の人事に干渉しない。
4. 会員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、未加入の保護者または教職員ならびに未加入の保護者の児童に対して、一切の不利益な扱いをしてはならない。

第 5 章 組織

第 5 条 本会は川崎市立橘小学校保護者・教職員及びこの会の目的に賛同する

者を以て組織する。

1. 会員となる資格がある者は、橘小学校に在籍する児童の保護者（父母又はそれに代わる者）及び橘小学校の教職員とする。
2. 本会への入会を希望する者は、所定の方法で入会届を提出することによって入会することができる。
3. 本会からの退会を希望する者は、所定の方法で退会届を提出することによって退会することができる。但し、本条第1項の資格を喪失した場合は自動的に退会するものとする。

第6章 会計

第6条 本会の経費は、会費・事業収入及び寄付金を以て支弁する。

第7条 会費は、会員一世帯あたり年額3600円とし、年度初めの徴収とする。

1. 本会は、会費の徴収について、橘小学校へその事務を委託する。
2. 途中入会者については、入会年度4月まで遡って徴収するものとする。
3. 転出者については、転出する月まで月割りにて徴収する。転入者については、転入した月から月割りにて徴収する。

第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会において承認を得なければならない。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 役員・会計監査

第10条 本会の役員は次の通りとする。

1. 本会は次の役員を置く。

会 長	1名（保護者）
副 会 長	若干名（保護者）
会 計	1名（保護者）
書 記	若干名（保護者と教職員）
区 P	1名（保護者）

2. この会の経理を監査するため、会計監査を2名おく
3. 役員・会計監査の任期は、1カ年とする。但し、再選はさしつかえない。
4. 役員は総会で選出する。但し、役員指名総会で指名した正会員の中より選ぶ。但し、教職員より選出する書記1名の候補者は学校に於いて選ぶ。
5. 任期途中、役員に欠員が生じた時、役員候補者指名委員会で後任役員候補者を指名し信任を得る。
6. 事業年度の諸活動を勘案し、役員の増員を必要とした時、役員及び学校長、教頭、歴代PTA会長により、その有無を確認決定し、役員候補者

指名委員会で役員候補者を指名し、信任を得る。但し、増員は2名までとする。

第11条 役員候補者指名委員会の構成は、学区内地区より2名、教職員より2名、運営委員会より4名、委員会より4名の指名委員を互選する。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、これを代理する。
3. 会計は、会計の収支を記録し、必要に応じて会計報告を行う。
4. 書記は、会議の議事並びに行事を記録し、本会運営上の庶務を司る。

第13条 役員は次の職務を行う。

1. 集会招集に関する事項
2. 委員会機構並びに常任委員長に関する事項
3. 規約改廃に関する事項
4. その他役員会として必要と認めた事項

第8章 委員会

第14条 運営委員会は、役員及び各種常任正副委員長をもって構成する。

第15条 運営委員会の任務は下記の通りとする。

1. 常任委員会で立案した事業計画の審議調整並びに会員の要求希望を考慮し、総合計画を立案すること。
2. 総会に提出する議案並びに運営に関すること。
3. 総会の決議事項並びに会務を遂行する年度予定を作ること。
4. 報告書作成に関すること。
5. 特別委員会の設立に関すること。
6. 渉外活動に関すること。
7. その他、本会運営に必要と認めたこと。

第16条 常任委員会の構成を下記の通りとする。

1. 常任委員は各地区並びに各学年別に若干名選出する。また教職員若干名を学校に於いて選出しこれに加わる。
2. 各種常任委員長は、各種常任委員の互選によって選出し、会長が任命する。
3. 任期は1年とし、再選を妨げない。
4. 常任委員会は、厚生委員会、成人委員会、広報委員会、学年委員会、校外生活指導委員会とする。

第17条 常任委員会の任務を下記の通りとする。

1. 厚生委員会は、児童及び会員の福祉厚生を図り、また学校の環境整備に

協力する。

2. 成人委員会は、会員教育の企画に携わり、併せて社会教育をさかんにすることに協力する。
3. 広報委員会は、会員相互の理解を認めるため会報を発行し、会の活動を報告する。
4. 学年委員会は、各学年PTAの要求事項を調整し、活動計画を作成するとともに、児童教育の諸問題について研究する。
5. 校外生活指導委員会は、児童の校外生活を学校及び家庭と連携を保ちながら指導し、地域の教育環境をよくすることに協力する。

第 18 条 特別委員会の設立の必要のある時は、運営委員会に於いて協議し構成する。特別委員会は、歴代PTA会長と、その目的により会員以外から選出することを妨げない。

第 19 条 学校長・教頭はすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第 9 章 集会

第 20 条 本会の集会は、総会・役員会・運営委員会・常任委員会・特別委員会とする。

1. 総会は、年度初めに定期総会を開催し、臨時総会は必要ある時、随時行う。また、総会は本会の最高議決機関であり、会員の5分の1以上の出席（含む委任状）で成立し、議事は出席者の過半数の賛成にて議決される。
2. 役員会・運営委員会・常任委員会・特別委員会は、役員に於いて必要と認めた場合、もしくは各委員会で要求した場合、会長が招集する。
3. 非常事態等、会員が一同に参集できない場合や、役員会・運営委員会が認めた場合は、書面による審議の上、書面もしくはオンライン上での表決とし、全会員の過半数の賛成にて議決とすることができる。

第 10 章 会員の個人情報の取扱いについて

第 21 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「川崎市立橘小学校 PTA 個人情報保護規定」に定め適正に運用するものとする。

第 11 章 規約の改廃

第 22 条 規約の変更は、総会に於いて出席者の過半数の賛成を得て行われる。また、書面もしくはオンライン上にて全会員の過半数の賛成を得て行われ、未回答や白票は賛成として取り纏めるものとする。

【附則】

この規約は、昭和38年3月13日から実施する。

昭和40年3月13日	一部改正実施
昭和51年3月10日	一部改正実施
昭和57年3月4日	一部改正実施
平成7年3月14日	一部改正実施
平成9年2月26日	一部改正実施
平成13年4月26日	一部改正実施
平成15年4月30日	一部改正実施
平成20年5月14日	一部改正実施
平成22年5月26日	一部改正実施
平成27年3月10日	一部改正実施
令和3年7月15日	一部改正実施
令和5年5月11日	一部改正実施